

くらしの情報

募集

市民農園で野菜作りを始めてみませんか？

市民農園「福富ふれあい農園」は区画単位で畑を借りることができます。

場所 福富ふれあい農園 (福富町下竹仁2642-2)

料金 1区画 (20㎡) 年5,230円 ※駐車場、トイレ、休憩室あり

受付 3月1日(金)～15日(金) ※区画が埋まり次第、受付終了

問合せ 福富支所地域振興課 ☎(082)435-2302



国税専門官

日時 第一次試験 / 5月26日(日)

場所 広島国税局管内は、松江市、岡山市、広島市

受付 2月22日(木)～3月25日(月)

申込 人事院ホームページ

対象者や試験内容はホームページに掲載しています。

問合せ 西条税務署 (代表) ☎(082)422-2191



申込フォーム



国税庁

シルバー人材センター会員

健康維持、社会貢献のため、経験や能力を生かして働ける場を提供しています。作業は臨時・短期的または軽易なものに限られます。

対象 原則60歳以上で、働く意欲のある人

申込 毎月第3火曜日の入会説明会に参加 (他の日時を希望する人は要相談)

問合せ シルバー人材センター ☎(082)426-4683



お知らせ

商業施設やご希望の場所でマイナンバーカード申請サポート

【フジグラン東広島】※予約不要

日時 土・日曜日 11:00～17:00

【訪問申請】※要事前予約
ご希望の場所に伺います。

日時 火・木・金曜日 12:00～16:00

【地域センター】※予約不要
会場となる地域センターは二次元コードからご確認ください。

日時 月曜日 10:00～12:00、
14:00～16:00

問合せ マイナンバーカード申請サポート事務局 ☎0120-032-406



指定金融機関による 派出窓口の設置のお知らせ

広島銀行東広島市役所出張所が3月末で閉鎖されます。4月からは本市の公金収納を行う派出窓口を設置します。

日時 4月1日(月)以降
9:00～12:30
13:30～15:00

場所 市役所本館1階

【取り扱いできるもの】

- 本市が発行した納付書
- ・市県民税
- ・固定資産・都市計画税
- ・軽自動車税
- ・国民健康保険税
- ・介護保険料
- ・後期高齢者医療保険料
- ・保育料
- ・下水道使用料
- ・使用料
- ・手数料など
- ・下水道使用料 (東広島市区域のものに限る)

【取り扱いできないもの】

- 国税、県税、他自治体の税金、国民年金保険料、電気料金、電話料金など
- ※預金の入出金、両替、振込手続きなどの銀行業務は行いません。

問合せ 会計課 ☎(082)420-0962



軽自動車税 (種別割) の廃車手続き

車両を廃棄または譲渡しても、廃車手続き (登録抹消手続き) をしなければ、毎年4月1日現在の所有者に軽自動車税が課税されます。例年、「車両がないのに課税されている」という問い合わせが多発しています。車両を所有していない場合は、必ず4月1日までに登録抹消手続きをしてください。



車両の種別	手続き・問い合わせ先
125cc以下のバイク (原動機付自転車) 農機具など	市民税課、各支所・出張所窓口にナンバープレート、来庁者の本人確認書類を持参 市民税課 ☎(082)420-0910
四輪 (三輪) の軽自動車	軽自動車検査協会 (広島主管事務所) ☎050-3816-3080
125ccを超えるバイク	広島運輸支局 ☎050-5540-2068

低利で安心な勤労者のための東広島市提携融資制度

勤労者の生活の安定と福祉の増進のため、教育費や住宅資金などについて低利で融資を受けられる制度があります。



対象者	東広島市内に勤務または居住している勤労者
資金用途	教育費、住宅費、医療費、介護器具購入費、冠婚葬祭費、東広島市墓苑の使用料、東広島市の下水道整備に伴う改築費用
融資限度額	教育費・住宅費 / 300万円、その他 / 200万円
融資期間	教育費 / 10年以内、その他 / 7年以内
貸出利率	年2.28% (保証料込) 固定金利・令和5年4月1日～令和6年3月31日適用 ※年度ごとに改定
返済方法	元利均等毎月返済 (ボーナス併用可)
保証人	不要 (労働金庫所定の保証機関を利用)
必要書類	労働金庫所定の書類および用途を証明できるもの

問合せ 中国労働金庫西条支店 ☎(082)422-6655

犬の登録・注射は飼い主の義務です

生後91日以上は、登録と狂犬病予防注射が、義務付けられています。

飼い主の3つの義務

- ① 飼い犬の登録をし、鑑札の交付を受ける
 - ② 年1回の狂犬病予防注射を受けさせ、注射済票の交付を受ける
 - ③ 鑑札と注射済票を飼い犬に装着する
- ※登録事項を変更する場合や、飼い犬が死亡した場合は、必ず届け出てください。

【狂犬病】発症すると人も犬もほぼ100%死に至る病気です。現在、国内では狂犬病の発生はありませんが、海外から侵入した際にまん延しないための対策が重要です。

問合せ 環境先進都市推進課 ☎(082)420-0928

火の取り扱いに注意 !!

春は空気が乾燥し、風の強い日が多く、例年、大規模な林野火災が発生しています。火を取り扱う際は、次の点に注意しましょう。

火を取り扱うときの3つのポイント

- ・ 気象情報に注意し、乾燥注意報や強風のときは控える
- ・ 消火器具 (水バケツなど) を準備しておく
- ・ その場から離れない

屋外での廃棄物の焼却 (野焼き・ごみ焼きなど) は原則禁止されています。例外とされる焼却であっても、苦情があれば「やむを得ない行為」「軽微な行為」とは言えません。

問合せ 消防局予防課 ☎(082)422-6341



法人を設立した場合は届け出てください

株式会社や有限会社など、法務局に設立登記をしている法人は、法人市民税の申告納付義務があります。その他の団体 (人格の無い社団など) も、収益事業を行っている場合は、課税対象となる場合があります。

新たに法人を設立した場合は、市に法人の異動届を提出してください。

問合せ 市民税課 ☎(082)420-0910



林業退職金共済制度 (林退共) へ加入しませんか

林退共は林業界で働く人のために国が作った退職金制度です。

加入者には次のようなメリットがあります

【メリット】

- 税法上、掛金は、法人では損金、個人企業では必要経費
- 掛金の一部を国が免除
- 雇用事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算

問合せ 勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業本部 ☎(03)6731-2889



防災・減災に関する県民意識調査

県は、「防災・減災に関する県民意識調査」を実施しています。2～3月に、県内在住の18歳以上の県民5,000人に、調査票を郵送します。調査票が届いた場合は、ご協力をお願いします。

問合せ 県みんなで減災推進課 ☎(082)513-2782



道路改良工事に伴う通行止め

工事期間中、交通規制 (通行止め) を行います。迂回をお願いします。

場所 市道正力飯田線 ((仮称) 八本松スマートIC 関連事業)

期間 5月30日(予定)まで終日

問合せ 道路建設課 ☎(082)420-0948



公共下水道に早期接続を

次の区域で下水道が使用できるようになりました。

西条町寺家の一部／

令和5年12月28日から

八本松西三・四・五丁目の一部／

令和6年1月4日から

西条町下見の一部／

令和6年1月11日から

※区域は市ホームページをご覧ください。

問合せ 下水道管理課

☎(082)420-0957



3月1～7日は「建築物防災週間」です

建物を適正に維持保全することは、思わぬ事故を防ぎ、地震・火災などの災害による被害を軽減するとともに、建物の寿命を長持ちさせることにつながります。建物の外壁や広告板、ブロック塀などは日頃から点検・診断し、早めに補修・改修をしましょう。

問合せ 建築指導課

☎(082)420-0956



移動献血車が来ます

【ビッグハウス黒瀬店】

日時 3月24日(日)

10:00～12:30、13:45～16:00

【東広島市役所】

日時 3月27日(水)

10:00～11:15、12:30～16:00

※骨髓ドナーバンク登録会も開催

【ゆめタウン学園店】

日時 3月31日(日)

10:00～12:30、13:45～16:00

※いずれの会場も400ml献血のみ

※予約は二次元コードから

問合せ 医療保健課

☎(082)420-0936

FAX(082)422-2416



個人所有地内の樹木などの管理は個人で!!

個人が所有する土地から道路へ樹木の枝や草木がはみ出し、通行する自動車や歩行者に接触するなどの被害が生じています。個人の敷地内にある樹木などは個人で剪定や伐採をするなど、各自で対応する必要があります。道路での事故防止の取り組みにご協力ください。

問合せ 建設管理課

☎(082)420-0961



こころの悩みはありませんか 3月は「自殺対策強化週間」です

不安や悩みを気軽に相談できる場所があります。相談方法もいろいろあります。希望の窓口を選んで話してみませんか。

こころの相談カードとステッカーを作成しました。市内の公共施設や商業施設などで配布しています。



【各市立図書館で関連図書を紹介!】

※アプリ図書

館を除く

※日時は各館

による

問合せ 医療保健課

☎(082)420-0936

FAX(082)422-2416



3月1～8日は女性の健康週間です

女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を過ごせるように、女性本人と、家族や職場、周囲で女性の健康を学び考える週間です。

【パネル展】

日時 3月1日(金)～8日(金)

場所 市役所10階

問合せ 医療保健課

☎(082)420-0936



福祉

修学のために転出した場合の国民健康保険被保険者証

次の①②の全てを満たす場合は、申請により引き続き市の国民健康保険に加入できます。

①修学のための転出

②主として転出前の世帯からの送りにより生計を営む

申込 必要書類を国保年金課または各支所・出張所へ持参

持物 国民健康保険被保険者証(保険証)、令和6年度以降学生であることが確認できる書類(学生証、在学証明書または卒業予定年月日が確認できるもの)、手続きを行う人の本人確認書類、世帯主と修学者のマイナンバーが分かるもの

修学状況の届出のお願い

学生用の保険証を交付している世帯へ、修学状況の届出用紙を3月中旬に送付します。必要事項を記入し、提出してください。

※3月卒業予定の人で令和6年度以降も修学する場合(高校から大学など、学校が変わる場合を含む)は、窓口で再度申請が必要です(必要書類は同上)。

締切 4月19日(金)

年度途中で

学生ではなくなった場合

中途退学などで、学生用の保険証の有効期限が切れる前に学生ではなくなった場合は、速やかに国保年金課または各支所・出張所で資格喪失手続きを行い、保険証を返却してください。

問合せ 国保年金課

☎(082)420-0933



福祉助成券(タクシー乗車助成券・紙おむつ購入助成券)の有効期限

障害者手帳を持ち、一定条件を満たす人に現在交付している助成券の有効期限は7月31日(水)です。今年度から有効期間を変更しています。有効期限にご注意ください。

問合せ 障害福祉課

☎(082)420-0180

FAX(082)420-0181



新型コロナワクチン 自己負担なしでの接種は 3月31日まで

全額公費での新型コロナワクチン接種は3月31日で終了します。初回接種を終了した人は、令和5年9月20日～令和6年3月31日に1回だけ接種できます。未使用の接種券が手元にあり上記に該当する人は、その接種券が使えます。

問合せ 予約・接種券発行/市コールセンター(毎日8:30～18:00)

☎0120-022-894

※初回接種(1・2回目(乳幼児は1～3回目))も3月31日までは全額公費で接種できますが、2回目(3回目)接種が4月1日以降の場合は、全額自己負担となります。

令和6年秋冬には、次の人を対象とした定期接種として、一部公費負担で接種できる予定です。それ以外の時期、対象者は任意接種(全額自己負担)となります。

対象 ○65歳以上の人

○60～64歳で

- ・心臓・腎臓・呼吸器に身体障害者手帳1級相当の重い病気のある人
- ・HIVで免疫機能に重い障害のある人

問合せ 4月以降について/

医療保健課

☎(082)420-0936



聴覚障害者生活訓練事業・なるほど講座

社会生活に必要な知識を提供し、意見、情報などを交換する講座です。今回のテーマは、「自分の体力を知ろう」です。

講師/医療保健課

保健師

※手話通訳・要約筆記あり

日時 3月17日(日) 10:00～12:00

場所 市総合福祉センター

対象 聴覚障害や言語機能障害によりコミュニケーションが難しい人

定員 15人(先着・当日参加可)

受付 3月1日(金)～10日(日)

問合せ 東広島ろうあ協会

FAX(082)434-8224

✉ hhd.naruhodo2021@gmail.com



電話リレーサービス

「電話リレーサービス」では、通訳オペレーターが手話・文字と音声を通訳します。聴覚や発話に困難がある人と聞こえる人が、電話で即時双方向につながるができます。

学校や病院への連絡、友人との会話、救急車を呼ぶなど24時間365日、いつでも利用できます。利用には登録が必要です。

聞こえる人は登録の必要はありません。利用している電話番号で、電話リレーサービスの利用者へ電話ができます。

問合せ 障害福祉課

☎(082)420-0180

FAX(082)420-0181



SMILE 障害者スマイルボード

ピア・カウンセリング

〈ピア〉とは仲間という意味。現在、聴覚・内部・肢体に障害のあるピア・カウンセラーがいます。

ピア・サロン ※要申し込み

障害のある仲間やピア・カウンセラーと、ゲームをしたり、近況報告・情報交換や悩みを話したりします。

日時 3月16日(土) 14:00～16:00

場所 市民文化センター(研修室1)

※市内在住で18歳以上の障害のある人

ピア相談 ※要予約

相談者と同じ視点でピア相談に応じます。

相談方法/自宅への訪問、来所

電話・ファックス・メールでの相談もできます。

問合せ 子育て・障害総合支援センターはあとふる

☎(082)493-6073 FAX(082)424-3841

✉ hgh936071@city.higashihiroshima.hiroshima.jp

